

(目的)

第1条 この条例は、保護者の労働等により、家庭において適切な保護を受けることができない児童の健全な育成を図ることを目的とし、学童保育所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学童保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
下田学童保育所	香芝市北今市五丁目631番地5
五位堂学童保育所	香芝市五位堂二丁目300番地1
二上学童保育所	香芝市畑四丁目95番地5
関屋学童保育所	香芝市関屋北五丁目7番1号
三和学童保育所	香芝市良福寺665番地2
志都美学童保育所	香芝市今泉104番地1
鎌田学童保育所	香芝市鎌田370番地
真美ヶ丘東学童保育所	香芝市真美ヶ丘三丁目2番13号
真美ヶ丘西学童保育所	香芝市真美ヶ丘五丁目4番16号
旭ヶ丘学童保育所	香芝市旭ヶ丘三丁目1番地3

(平11条例22・平17条例10・平20条例7・平23条例13・平24条例3・平28条例13・令3条例6・令7条例16・令7条例33・一部改正)

(入所の資格)

第3条 学童保育所に入所することができる児童は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に在住し、小学校に就学している児童で、昼間常に保護者(両親又はこれに代わるもの)が労働等により不在のため保育できない家庭の児童
- (2) 市長が家庭の事情を考慮し、特に必要と認める場合の家庭の児童
(平26条例17・一部改正)

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、学童保育所の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に学童保育所の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 学童保育所の運営に係る業務
- (2) 学童保育所の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 学童保育所の入所の許可等に関する業務
- (4) 第10条第3項に規定する保育料の收受等に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に学童保育所の管理を行わせる場合における第11条及び第12条の規定の適用については、第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」とする。

(平30条例5・追加)

(指定管理者の指定の手続)

第5条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、学童保育所の管理運営に関する事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、実績等を考慮して、学童保育所の設置の目的を最も効果的に達成できると認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画書の内容が学童保育所に入所した児童の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が学童保育所の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(平30条例5・追加)

(協定の締結)

第6条 市長は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、学童保育所の管理に関し、次に掲げる事項について指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 施設管理に関し必要な事項
 - (2) 業務の実施に関する事項
 - (3) 事業報告に関する事項
- (平30条例5・追加)

(指定管理者の指定等の公告)

第7条 市長は、第5条第3項の規定により指定管理者を指定したとき、又は次条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

(平30条例5・追加)

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(平30条例5・追加)

(指定管理者の不在等の場合における管理)

第9条 前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したこと若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたこと又は第5条の規定により指定管理者を指定するに当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始される時、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、市長が学童保育所の管理を行うものとする。この場合において、市長は、別表に定める額の範囲内において保育料を徴収することができる。

(平30条例5・追加)

(保育料)

第10条 学童保育所に入所の許可を受けた保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項に規定する保育料は、出席日数にかかわらず児童1人につき別表に定める額とする。

3 市長は、第4条第1項の規定により指定管理者に学童保育所の管理を行わせるときは、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者に保育料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合においては、前項の規定にかかわらず、当該保育料は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(平28条例37・一部改正、平30条例5・旧第4条繰下・一部改正)

(還付)

第11条 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(平30条例5・旧第5条繰下)

(減免)

第12条 市長は、特別の事由があると認めたときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(平30条例5・旧第6条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、直ちに学童保育所の施設及び附属設備を原状に回復しなければならない。

(平30条例5・追加)

(損害賠償の義務)

第14条 指定管理者は、建物又は設備、その他器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(平30条例5・追加)

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職務を退いた後も、また同様とする。

(平30条例5・追加)

(その他)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平30条例5・旧第7条繰下)

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第6号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第22号)

この条例は、平成12年2月7日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第13号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第17号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

附 則(平成28年条例第13号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第37号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による指定管理者の指定に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の第5条第3項の規定による指定の日前に市長に対してされている申請その他の手続及び当該申請その他の手続に対して市長からなされた処分その他の行為は、当該指定の日以後は、相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の手続及び当該申請その他の手続に対して指定管理者からなされた処分その他の行為とみなす。

附 則(令和3年条例第6号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第16号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第33号)

この条例は、令和7年11月4日から施行する。

別表(第9条、第10条関係)

(平28条例37・追加、平30条例5・一部改正)

利用時間	保育料月額
午後6時まで	円 5,000
午後6時30分まで	6,000
午後7時まで	7,000

備考 同一世帯において児童が複数人同時に入所している場合におけるこの表の適用については、2人目は半額、3人目以降は0円とする。